

平成27年 No.11

○東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程

改正理由

次世代教育研究推進機構及びパッケージ型支援プロジェクト推進のための教員に任期を付すことに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成27年 3月25日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成27年 3月26日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成27年規程第11号

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教員の任期に関する規程（平成12年規程第13号）の一部について、別紙
新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部改正について

改正理由：次世代教育研究推進機構及びパッケージ型支援プロジェクト推進のための教員に任期を付すことに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正					現 行				
〔省略〕					(趣旨) 第1条 大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）（以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、東京学芸大学における教員の任期に関する規程を定める。 （任期を定めて雇用する教員の職等） 第2条 法第5条第1項の規定に基づき任期を定めて雇用する教員（以下「任期付教員」という。）の職等に関する事項は、別表に定めるとおりとする。 〔省略〕				
別表					別表				
教育研究組織の名称等	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠	教育研究組織の名称等	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠
国際教育センター 外国人児童生徒教育部 門	教授，准教授	5年	1回に限り 再任可	法第4条第 1項第1号	国際教育センター 外国人児童生徒教育部 門	教授，准教授	5年	1回に限り 再任可	法第4条第 1項第1号
国際算数数学授業改善 プロジェクト	教授，准教授， 講師，助教	3年	1回に限り 再任可	法第4条第 1項第3号	国際算数数学授業改善 プロジェクト	教授，准教授， 講師，助教	3年	1回に限り 再任可	法第4条第 1項第3号
<u>次世代教育研究推進機 構</u>	<u>教授，准教授， 講師，助教</u>	<u>3年</u>	<u>再任不可</u>	<u>法第4条第 1項第3号</u>					
<u>パッケージ型支援プロ ジェクト</u>	<u>教授，准教授， 講師，助教</u>	<u>3年</u>	<u>1回に限り 再任可</u>	<u>法第4条第 1項第3号</u>					
<u>附 則</u> 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。 2 次世代教育研究推進機構及びパッケージ型支援プロジェクト教員について、 採用等の事由が年度の途中で生じたことにより、年度の途中から任期が開始さ れる場合の任期は、採用の日の属する年度を1年として取り扱うこととする。 3 パッケージ型支援プロジェクト教員を再任した場合の任期については、平成 32年3月31日を超えないものとする。									